

プラテア=ひろば

PLATEA

2011.1.1 第51号

たかさき法律事務所

TEL011-261-7738 FAX011-261-7718

札幌市中央区大通西14丁目みふじビル3F



フロストフラワー（霜の花）と屈斜路湖

明けまして
おめでとうございます

昨年一月二三日、北朝鮮が韓国に砲撃を行ない、民間人に死傷者がでた。どのような理由があれ、北朝鮮の行動は許されない。

北朝鮮が、「世襲制」という民主主義とは無縁な体制であり、ミサイルや核を弄ぶなど、「將軍さま」の言動は危険極まりない。

他方で、政府の対応やマスコミは、共同軍事演習の誇示をはじめ、北朝鮮に対する不安と敵意を煽り、軍事的緊張感を高めるものばかりである。

しかし、私たちは冷静でなければならぬ。武力行使ではなく、外交の力で、国際世論の力で、北朝鮮を説得すべきである。

尖閣列島や北方領土問題でも、防衛力の強化が声高に叫ばれているが、ここでも冷静な対応が求められる。むしろ、これらの問題を契機に憲法九条を持つ国として、自主的な平和外交を進めるチャンスとすべきである。

それが、北東アジアの平和のために、北東アジア非核地帯をつくるための近道であることを肝に命じるべきである。

今年も、所員一同、より質の高い法的サービスの提供を目指して頑張ります。よろしくお願ひ申し上げます。

二〇一一年 元旦

たかさき法律事務所一同

◆新年は1月6日（木）より業務を開始いたします。

秘密保護法の 制定の 動き

弁護士 菅原 仁人



仙谷官房長官は、臨時開会の衆議院予算委員会において、尖閣諸島沖での中国漁船衝突ビデオ映像の流出問題を口実に、軍事機密を対象にした「秘密保護法」について「早急に検討して成立をはかる方向で努力したい」と答弁しました。

その後も、民主党幹部は、「私たちの情報を外に出そうという人たちを取り締まる、この法律が絶対必要だ」との発言を繰り返しています。野党である、自民、みんなの党までもそれに賛同しています。

「秘密保護法」の目的は、軍事情報の秘密化と漏洩防止といわれていますが、軍事情報の保護を口実として、マスメディアの活動や一般国民の知る権利が蹂躪されることが危惧されます。

憲法二一条は言論・出版等の表現の自由を定め、国民の知る権利を保障しています。このような国民の重要な権利が侵害される危険性のある「秘密保護法」の制定の動きには十分な注意が必要です。

死刑を考る市民 集会在開催されます。

- *と き：1月18日(火) 18時
- *と ころ：札幌市教育文化会館
- *主 催：札幌弁護士会

是非ともご参加頂きますようお願いいたします。



貧困・格差のない社会を

—北海道革新懇結成30周年記念集會—

弁護士 高崎 裕子

11月20日、北海道革新懇（平和・民主・革新の日本をめざす北海道の会）の結成30周年記念集會が開催され、日弁連会長宇都宮健児弁護士が「貧困と格差のない社会の実現へ」と題し講演されました。



同質の集団の運動が足し算であるのに対し、異質の集団の運動は掛け算的に広がるとし、垣根を越えた連携で貧困問題を可視化、顕在化し、社会的・政治的に解決することが重要と語りました。

第一部では、ソプラノ歌手の清水紫さんが自作の小林多喜二と母を描き、一昨年日本作詞家協会第42回新人賞を受賞した「赤き花燃ゆ」を熱唱し、会場は感動に包まれました。

革新懇の代表世話人の一人として、お二人に勇気を与えられ、がんばる決意を新たにしました。

比例定数削減の問題点

弁護士 山内 崇史

民主党は、先のマニフェストで、衆議院の「比例定数」の八〇議席削減を明記しました。これが実現されると、小選挙区制三〇〇議席、比例代表制一〇〇議席となり、衆議院議員の四分の三は小選挙区制で選ばれることとなります。

小選挙区制は、議席に結びつかない「死票」が多くなるうえ、少数政党に集められる民意を国会に十分に

反映できなくなり、「比例定数削減」は、大政党による議席の独占を容易にさせるという看過できない問題点があります。

本来、選挙制度は、いかに民意を正確に議席に反映させることができるといえる点を出発点としなければなりません。「比例定数削減」は、民意を正確に国会に反映させるという議会制民主主義を根底から覆すもの

といえます。

民主党は、事業仕分けと同じ、「無駄を省く」などと宣伝していますが、本当の狙いは「完全小選挙区制」の導入です。ねじれ国会で民主党の法案が参議院で否決されても衆議院で再可決すること、消費税増税や大企業への減税、アメリカとの軍事同盟の強化、そして、その先に「憲法改悪」がはつきりと見えてきます。

今すべきことは、「一票の格差」を是正し、国民の声を通る国会にすることです。「比例定数削減」の法案が提出される前にそれを阻止する必要があります。

労働者派遣法を「派遣労働者保護法」に抜本改正を!

弁護士 高崎 暢

派遣切り、雇い止めなどの問題の背景に、規制緩和、新自由主義構造改革の流れがある。小泉内閣がこれを本格的に推進させ、菅民主党内閣もこれを引き継ごうとしている。本来は競争には馴染まない福祉や医療、教育までも金儲けの対象にして市場に投げ入れた。

労働市場でも「雇用の柔軟性」と称して労働者の権利を奪い続けてきた。いまや全労働者の3分の1は非正規労働者で、年収200万円以下のワーキングプアは1千万人を超えた。

1985年の労働者派遣法は、13業務に限って「派遣」という雇用形態を解禁し、26業務へと拡大させ、2003年には製造業への派遣を解禁した。

今年の「労働経済白書」は「大企業中心に取り組まれた賃金・処遇制度の改革も、賃金格差を拡大させ、人々の生きがい、働きがいを損なった面もある」と、大企業による身勝手な賃金抑制戦略、それを後押しした政府の規制緩和が、人間らしく生き、働く国民の権利を損ねたことを認めている。

憲法で保障された働く権利を守り、製造業派遣全面禁止などの法改正は緊急の課題であり、破壊された「同一労働同一賃金」の原則を取り戻すことが急務である。





「たかさき法律事務所9条の会」 第15回例会報告

弁護士 大友 淳子

昨年九月九日に行われた例会では、五月に行われた「NPT（核不拡散防止条約）再検討会議・ニューヨーク行動」に参加された、勤医協にしまちクリニック医師、及び非核の政府を求め北海道の会常任世話人である川島亮平先生と、東区9条の会、及び当会の会員でもある上野和子さんより、それぞれご報告いただきました。

お話を伺い、核兵器廃絶を願い、世界中から多くの人々が参加したニューヨーク行動が、再検討会議における最

終文書採択成功の大きな原動力となったのだと思います。

また、お二人の講演に先立ち、日米安保条約を題材にしたDVD「どうするアンポ」パート1を鑑賞しました。そもそも安保とは何であるか、安保と沖縄の歴史について等、分かりやすく解説した内容でした。

平和をテーマとした今回の例会では、平和な世界の実現のため、九条を掲げ、様々な問題を考え、取り組んでいくことが必要なのだと、改めて考えさせられました。



たかさき法律事務所
九条の会
設立五周年
記念例会のお知らせ

日時 二〇一一年二月一日（火）
午後六時から

会場 教育文化会館四階講堂

講師 梅沢俊氏（写真家／植物写真の第一人者）

憲法円卓会議 ってなに？

弁護士 白 諾貝

昨年六月、「憲法円卓会議」なるものが設置されたことはご存じでしょうか。国会の大多数を占める民主党、自民党、公明党の議員だけではなく、著名な学者等も加わって、「憲法の意義を再確認し、立憲主義の発展につなげていくため」に議論をされているようです。最高法規である憲法について議論をしていたことは大変結構ではありますが、せっかくの議論内容が私ども国民に対してあまり詳細に明かされていないことはいかかなものかと思えます。あたかも国民のみなさんと議論をしたという装いをし、改憲に向けて機が熟したと言われるのも困ります。誰のための憲法かということとを今一度再確認してほしいと同時に、この「憲法円卓会議」を改憲にむけた新しい動きとして注視する必要があります。



成年後見制度施行されて一〇年

弁護士 高崎 裕子

* 成年後見制度は、二〇〇〇年四月一日に、本人の財産の「保護」とともに、生活支援や本人のための財産活用という理念から、認知症、知的障害者、精神障害者の方を支援する制度として施行されました。これは新介護保険法の施行に合わせてスタートしたのですが、判断能力の不十分な高齢者にとって、その介護を社会的に支え、適切に実施することが必要と考えられたからです。

* 成年後見は、法定後見と任意後見の二種類があり、法定後見は、家庭裁判所に親族等が申立をし、調査官が申立

人や本人等と面談するなどの調査と主治医等の精神鑑定の結果等に基づき、審判によって開始されます。本人の判断能力の程度によって①後見②保佐③補助の三類型に分かれます。

* 本人の判断能力が全くない場合が後見で、後見人が選任されます。後見人は、本人の財産を守るため、預貯金の入出金や不動産の管理等をしますが、さらに「身上監護」といって、本人の心身の状態や生活に配慮し、本人が自分らしく老後を送るための事務、例えば、高齢者等の介護サービスの利用や施設の入退所契約等も行います。

* 任意後見は、本人に完全に判断能力がある時に、公正証書による契約書を作成することで、本人が希望する人を代理人として、本人の判断能力の低下後に、自分の希望する生活や財産の管理をしてもらうことができます。この場合は、家庭裁判所で後見監督人が選任されて事務が開始されます。判断能力が低下しても、本人の意向に沿った内容を実現するために有用です。

* 成年後見制度は判断能力の不十分な本人にとって、良質の生活を実現するためのしくみを定めた制度として施行後一〇年になりますが、「高齢社会」の中で、介護保険を改悪させない課題とともに、その存在意義は大きくなっています。



映画「弁護士布施辰治」 上映会のご案内

弁護士 齋藤 耕

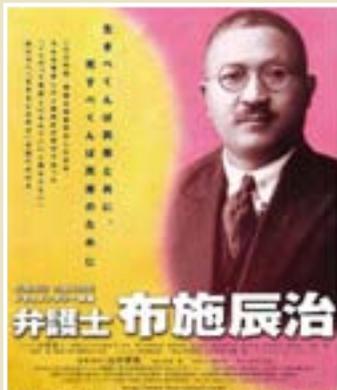
治安維持法等により言論・思想の弾圧、東アジアへの侵略の嵐が吹き荒れる中、布施辰治弁護士は、朝鮮独立運動への献身的支援、普通選挙権運動、関東大震災直後の社会主義者・朝鮮人虐殺の真相と責任追及、農民・小作人の闘いの弁護等々、虐げられる者、弱者の立場に身を置いて、権力と闘ってきた。

こうした布施に対し、権力からの弾圧もすさまじく、治安維持法違反の名のもとに彼の弁護士資格を剥奪した。

「生きべくんば民衆と共に、死すべくんば民衆のために」の生涯を貫いた弁護士布施辰治が、いま私たちに語りかける。

- 日 時 2011年1月27日午後6時30分
- 場 所 札幌市教育文化会館4階講堂
- 入場料 1000円
- 主 催 自由法曹団北海道支部
- 後 援 札幌弁護士会

(お問合せ たかさき法律事務所へ)



法律家のタマゴである司法修習生の修習期間中の給費が、貸与制つまり国からの借金となる制度に変更されようとしていました。

このままだと経済的余裕のある者しか法律家になれないという弊害に対する危機感から、全国の弁護士・弁護士会は修習生の給費制を維持すべきとい

う声を上げました。この運動は、各界から幅広いご理解・ご支援をいただきました。そして、その成果として、貸与制施行の一年延長という成果を勝ち取ることができました。

しかし、これは、あくまで貸与制施行を一年間先送りしただけであり、給費制維持が実現されたわけではありません。

給費制完全復活をめざして

— 司法修習生の給費制維持の取り組み —

弁護士 島田 度

せん。

私たちは、これからも給費制維持を実現するための運動を継続して参りますので、引き続き、ご理解・ご支援の程、よろしくお願いいたします。





弁護士
高崎 暢
たかざき ちやう

道弁連理事長として、ひまわり事務所の引継、各ブロック大会、日弁連と、五日に一日以上は札幌を離れている。東は根室、西は松江、南は和歌山、北は礼文と事務所の席は温まらない。「すずらん一斉相談」でシーズン外れの礼文島で二泊。旅館の女将の美味しい料理で地元こんぶ焼酎を飲む。至福のひとつとき。あと三か月、全力投球します。



弁護士
高崎 裕子
たかざき ゆうこ

小樽出身の画家で女子スキートの草分けとしても活躍された故加藤清江さん

年もくす
します

の展覧会があり、娘の峰さんに案内されながら、心豊かな時を過ごすことができました。大正三年生まれということとは、「女は家庭」が当たり前の時代に、これほどダイナミックで自由な作風の絵を描き続けた生きざまの見事さに心打たれました。

峰さんのお話から、清江さんのバックボーンに家族がしっかりと存在し、その絆がエネルギー源であったことや、母と娘の心の糸の強さを感じました。人との出会いが人生の何よりの宝と改めて実感したひとつときでした。



弁護士
齋藤 耕
さいとう こう

昨年の春からタクシー労働者の労働事件を担当しています。

そこで知ったのは、タクシー労働者の皆さんが、劣悪な労働条件の中で働かされ、結果、人身事故等が急増しているといった実態です。

今年、タクシー労働者の権利実現のために頑張っていこうと考えています。



弁護士
島田 度
しまだ たく

一月に、神戸で開催された法曹サッカー全国大会に行ってきました。抜けるような晴天に恵まれた、良い大会でした。

肝心の戦績ですが、札幌チームはなんとベスト13に入りました。W杯日本代表がベスト16でしたから、札幌チームはそれを上回ったことになります。

などという不毛な比較はともかく、今年の札幌チームの戦績が空前の素晴らしいものであったことは事実です。あとは、これが絶後にならないことを願うのみです。



弁護士
山内 崇史
やまうち たかし

昨年、体重がじわりじわり増えてきました。日頃の不摂生と運動不足の結晶であることは間違いありません。運動不足でも体重が増えなかった数年

2017年 本よる お願い

前の若さがるはるか遠くに感じられます。食事の制限はできない(したくない)ため、まずは、体を動かすかつ長く続けられる趣味を探して、運動不足の現状に二石を投じようと思っています。



弁護士
白 諾員はく だくがひ

テレビ番組を録画して、後日ゆっくり観るといふ行為をこれまでやったことがなかったのですが、そんな我が家にブルーレイディスクレコーダーがやってきました。おもしろそうな番組を片っ端から予約録画してみました。もう一〇〇時間以上たまってしまいました。正月をすべてつぎ込んで消化できなさそうです。何を残して、

何を切り捨てるか、シビアナ選択を迫られています。



弁護士
大友 淳子おおとも じゆんこ

「ゆるキャラ」がブームとなつていますが、私も旅先で「ご当地ゆるキャラ」を発掘するのが密かな楽しみです。特に注目しているのが礼文島のゆるキャラ、レプンアツモリソウの妖精「あつもん」です。

仕事に疲れた時など、地域振興のために頑張る「ゆるキャラ」達の姿にほっとし、とても癒されます…。



弁護士
菅原 仁人すがはら ひと

最近妻が一人で車を運転するようになりました。元々地元では運転していたようなのですが、慣れない札幌では一人で運転できませんでした。朝出勤する前に、「今日は車を使う」と言われ

ると心配になるのですが、帰宅した後妻の笑顔を見ると安心します。今後は雪道にも挑戦するようなので、安全運転を願うばかりです。



弁護士
竹中 雅史たけなか まさし

体調不良のため、仕事をベースダウンしながら療養しています。

事務局挨拶

昨年は、3名の中堅弁護士の独立開業、そして12月には3名の新人弁護士の入所と、引越しや迎入れ準備で大忙しでした。今年は、落ち着いた雰囲気の中で、より弁護士のサポートに努めたいと思います。今年もよろしくお願ひ致します。





NEW FACE



よろしくお願ひします

～ 新人弁護士ごあいさつ～



弁護士になろうと思ったきっかけは、高校生の時に、「豊田商事事件」を取り扱ったNHKの番組を見たことでした。細かいことは覚えていませんが、豊田商事の破産管財人となった弁護士たちが、倒産した豊田商事の債権を少しでも多く回収して、それを被害者に返済する資金に充てようと奔走していたことを覚えています。これを見て、「自分も困っている人を助きたい。」「一人ではできないことも皆が一致団結すればやれる。」と思うようになりました。なので、経験豊富な弁護士が多数在籍し、他の業種等との連携が強いたかさき法律事務所の一員となることができ幸せに思っています。僕は、室蘭生まれの札幌育ちで、二七年間ずっと北海道に住んでいるので、地元のために働くことができるのも嬉しいことです。大変未熟者ですが、どうぞよろしくお願ひ致します。



弁護士
たかはし けん た
高橋 健太

この度、たかさき法律事務所に入所し、弁護士としての活動の第一歩を踏み出しました。私は、札幌市で生まれ育ち、その後、中央大学に進学し、七年間ほど東京で生活しました。就職活動を前に自分の進路を考えたとき、東京で仕事をするよりも、札幌で地元に関わらぬお役



弁護士
の だ あきひろ
野田 晃弘

心から
歓迎します

弁護士 高崎 裕子

新人の弁護士を迎えることは、私たちにとって心はずむ喜びを感じます。三人それぞれ、弁護士を志した契機は異なっても、共通していることは北海道に生まれ育ち、このふるさとが、疲弊している状態に心を痛め、その中で苦しむ弱い立場の人々のために役に立ちたいと心から願っていることです。

弁護士としての夢や原点は、生涯忘れることなく心に刻んで努力を重ね

に立てる仕事がしたいと考え、弁護士
士の活動が頭に思い浮かびました。
北海道は、北海道拓殖銀行が経営破
たんしたところから、経済が冷え込み、
私が高校時代のころから、景気の悪
い話ばかり聞いてきました。それゆ
え、労働条件の悪さに困っている人
や中小企業の経営に悩んでいる人が
多く、法的な救済を必要としている
と思います。私は、そのように困っ
ている人達のために活動したいと考
え、札幌で弁護士活動をすることを
決意しました。

たかさき法律事務所には修習生の
ときにお世話になり、どの先生方も
社会的な問題を含む多様な法律問題
に真剣に取り組んでいました。私も
その姿勢を見習い、北海道の人達が
幸せに暮らせるよう活動していま
す。

まだまだ知識も浅く、経験もなく
未熟ではありますが、少しでも皆様
のお力になれるよう、日々努力して
まいります。

どうぞよろしくお願いいたします。



弁護士
よしだ あきひで
吉田 玲英

暑い沖縄・那覇での修習を終え、
生まれ育った地である寒い札幌で、
弁護士として勤務することとなりま
した。沖縄では、三線やダイビング等、
充実した修習を送って参りました(ど
れだけ勉強したかについては黙秘し
ます)。沖縄と北海道は、気候は全
く逆ですが、経済的に弱い立場に置
かれています。沖縄で得た経験を活かすこ
とのできる機会がきつとあることと
信じております。

弁護士としてはまだまだ未熟者で
すが、実務の世界では一年目である
ことは何の言い訳にもなりません。
能力不足を努力と情熱で補うことの
できるよう、初心を忘れることなく、
一つ一つの事件に丁寧に取り組んで
参りますので、ご指導よろしくお願
いいたします。

ねていくことによって必ず実現でき
るものと確信しています。

「貧困と格差」が拡大し、一人一人
が人間らしく生きることの実感を持
てない現在、弁護士として自分に何
ができるかを、常に考えそして具体
的に行動してほしい。事実の中にこ
そ、問題を解決する道があります。
相談者の悩みに真摯に耳を傾け、事
実を正確に把握する力を身に付け、
そして、これを解決するためにどう
したらよいか、難しいからと簡単に
あきらめるのではなく、勉強し、研
究してほしい。

「人権侵害」を掘り起こし、これ
を救済する活動も、第一歩は「人権
侵害」を見抜くことのできるアンテ
ナを常に磨いていること、そして、
そのためには、憲法が、自分の中に、
知識ではなく解決の指針として、据
えられていることだと思おう。

私たちは、三人が切磋琢磨し、自
分らしく輝いて、大きく飛翔される
ことを心から期待しています。

最後に、私の好きな、相田みつを
の詩を贈ります。

道

道はじぶんで

つくる

道は自分で

ひらく

人のつくったものは

自分の道には

ならない

第四七回

「過労死一〇番」

弁護士 白 諾員



基礎となる賃金について適切に認定していたために現在労災申請のお手伝いをさせていただきます。



過労死を考える市民集会

過労死問題研究会は、毎年二回、六月と十一月に「過労死一〇番」と題して、過労死・過労自殺による労災申請等に関する電話相談を実施しています。昨年十一月二〇日に実施した、四七回目の「過労死一〇番」には合計五件の相談が寄せられ、そのうち三件が労災補償に関する相談でした。相談の中には、連日四時に起き、深夜に帰宅すると

いう過酷な長時間労働の後大動脈瘤で倒れた事案や、長時間労働の後うつ病に罹患した事案がありま



した。また、予防相談として、本来ならば労働時間を管理し、労働者を守るはずの出勤簿の書き直しを指示されているという悲痛な相談もありました。幸いにも、今回の相談には死亡事案はありませんでしたが、改めて労働者の置かれている過酷な労働環境を実感しました。

「一〇番」では、日勤・夜勤の交代制の業務時間中に脳梗塞で倒れた方からの電話相談がありました。雇用契約上は休憩・仮眠時間は設けられていましたが、休憩時間中でも緊急の対応を迫られる立場であったそうです。そうしますと、法的には休憩時間とされていた時間も勤務時間ですので、相談者は連続して最長二〇時間の勤務をされていたこととなります。この事件については、労働時間や休業補償の算定

「一〇番」があった夜、過労死弁護団全国連絡会議代表幹事も務められております大阪弁護士会所属の松丸正弁護士を招いて市民集会所属の松丸正弁護士・過労死自殺事件の勝訴判決を得ており、ご自身の経験を惜しみなくご伝授いただきました。また、当事務所が過去に取り組んだ事件が全国的に評価されているというお言葉もいただきました。大変勇気づけられました。

過労死・過労自殺は未だに絶えません。個々の事件に真摯に取り組むことは当然ながら、市民集会等を通じてみなさんのご協力を得て、過労死・過労自殺のない社会を目指さなければなりません。

URL <http://karoshimondai.net/>

NTT奥村過労死 行政訴訟報告

弁護士 高崎 暢

昨年八月一日、札幌高裁は、故奥村さんへの労災給付の不支給処分を取り消した地裁判決を支持し、国の控訴を棄却した。同月二十五日、国が上告を断念し、高裁判決が確定した。

二〇〇一年四月、NTTの「リストラ計画」が発表され、転勤等を覚悟して本社に残るか、三〇%の賃金カットを認めて子会社に行くかの雇用形態の選択を迫られた。病弱の妻をかかえる故奥村さんにとって、「どこに転勤させられるか判らないという不安」は人一倍強かった。「遠くになんか行きたくない」などと寝言を言い、起きても「俺が我慢すれば良いのか」などと、自分に言い聞かせるように独り言を口にするようになった。それでも、「NTTの違法を許せない」と本社に残る道を選んだ。

「見せしめ」の研修。相部屋での睡眠不足など、生活環境や生体リズムの変化は、故奥村さんの精神的・肉体的ストレスを強めた。二〇〇二年六月九日、先祖の墓の前で急性心筋虚血で死亡しているところを発見された（享年五八歳）。

本件行政訴訟に先行して、遺族が、

損害賠償訴訟を提起し、二〇〇八年三月二十七日、最高裁において、「リストラ計画」による精神的ストレスと研修参加による精神的・肉体的ストレスによる故奥村さんの死亡が認定され確定していた。

本件は、基礎疾患のある故奥村さんの死亡について「業務起因性」が争われた。その前提として、故奥村さんには、いわゆる長時間労働や不規則労働はなかった。それでも、控訴審は、故奥村さんの精神的ストレスの原因を直視、すなわち、「リストラ計画」に基づく雇用形態選択およびその後の研修参加を命じられた被災者の不安を丁寧に認定し、「過労死」という労災を肯定したのである。本件高裁判決の最大の意義がここにある。

広く労働者の救済に道を開くものであると
言うて過言ではない。



原告と札幌高裁前での記念写真

●File1● B型肝炎訴訟、 いよいよ大詰め

弁護士 島田 度

B型肝炎訴訟は、和解協議がまさに大詰めを迎えています。

国は、卑劣にも、「原告団の求める和解に応じるためには増税の必要がある」などと主張してみせて、原告団と国民を引き裂こうとしています。

じつは、かつての薬害C型肝炎訴訟の時も、国は、「和解すると膨大な財政負担がかかる」として、原告を悪者に仕立て上げようとした。実際には、国の主張するような財政負担は生じるはずがなかったにもかかわらず。

肝炎患者は、国の過失のために死に至る病に感染させられた被害者です。本来であれば、加害者である国が万難を排して守らなければならないはずで

す。それなのに、国がこのような主張をすることは、断じて許せません。

原告団はこういった卑劣な国の態度

を改めさせるため、寒気の厳しい一月中旬に、厚労省前で三日間の座り込みを行ないました。

しかし、政府は、この期に及んでも、肝心の原告の声を聞くとはしません。欺瞞や引き延ばしはもうたくさんです。国は、原告の悲痛な声に耳を傾け、訴訟の全面解決を実現しなければなりません。それが、加害者としての責務です。



厚労省前での座り込み

●File2● NTT派遣化強要訴訟 について

弁護士 齋藤 耕

一昨春秋、株式会社NTT東日本―



この勝利を大きな力に

北海道（以下、「会社」という。）は、契約社員らの雇用形態を関連子会社の登録派遣労働者として、会社に派遣させるため、契約社員らにとって雇用条件の極めて不利益な変更であるにもかかわらず、しかも、法律上社員らを雇止め出来ないことを十分知りながら、契約社員らに、「同意しなければ雇止めにする」旨を告げ、その意思に反して転籍に同意させた。

本当のことを知っていれば転籍に応じることはなかったとして、会社に対し、契約社員としての地位の確認と損害賠償を求めて提訴した。

大企業の横暴を許してはならない。

武富士会社更生手続に おける注意点

返還請求権を失わないために

弁護士 山内 崇史

既に新聞報道などでご存知の方もおられると思いますが、武富士は、昨年九月に会社更生手続開始の申立てを行ない、一〇月三十一日付で更生手続開始決定を受けました。

武富士に対して過払金返還請求権を持つている方もおられると思いますが、現在、過払金の返還は停止され、返還請求訴訟も中断しております。

この会社更生手続とは、いわば経営不振に陥った会社の債務を減額して、その経営を立て直す手続であり、会社の債務に当たる過払金返還請求権は、会社更生法の手続きにより減額される事が予想されます。

しかし、最も注意すべきは、平成

二三年二月二十八日までに、武富士に対し「債権届出書」を出して、債権を届け出なければ、返還請求権を失うこととなるという点です。

債権届出を促す武富士からの通知は、一部の過払金返還請求権者だけに限られていたため、中には、過払金の存在に気づかないまま返還請求権を失ってしまうという方も出てくるおそれがあります。

返還請求権を失わないためにも、武富士と取引のある方、特に、武富士との取引期間が長い方、武富士に完済した方などは、一度早急に弁護士にご相談下さい。

Vol.2

島田弁護士のコラム

相撲

今年の相撲界は、野球賭博という大きな不祥事に揺れましたが、最後は白鵬の六三連勝という面白い話題で締めることができました。

実は、かの双葉山の六九連勝がはじまった当時も、相撲界は、大変なトラブルの渦中にありました。

いわゆる、春秋園事件により、なんと相撲協会が東西に分裂してしまっていたのです。その混乱たるや、今の相撲界の比ではなかったはずですが、でも、双葉山の連勝で相撲人気は復調し、協会は一つに戻ることになりました。

また、千代の富士の五三連勝がはじまったのも、横綱双羽黒の廃業という大きな不祥事の直後でした。あのときも相撲界は大騒ぎになりましたね。

不祥事と連勝記録は、なぜかいつも隣り合わせ。

これも、大相撲の繰り返しされる歴史の一頁なのかもしれません。



自由法曹団総会参加報告

弁護士 大友 淳子

昨年一〇月二四日、二五日の両日、愛媛県の道後温泉にて、自由法曹団の総会が開催され、総会前日の二三日には、二つのプレ企画が行われました。

総会では、団の憲法と平和・民主主義を守る闘いや、労働と貧困・地域・主権改革を巡る諸問題、そして弾圧・えん罪との闘いと裁判員裁判、さらに団の将来問題等、様々な問題についての自由法曹団の活動の報告及び議論がなされました。

全国から集結した団員の活発な議論に、圧倒されるばかりでした。私も団の一員として、諸課題に取り組んでいきたいと思えます。



顔も見せずに失礼!

弁護士 高崎 暢

ラジオだから顔が出ない。三年前から、FMラジオカカオスで、不得意なお喋りを二〇分程しています。弁護士会の企画も宣伝しています。最近では礼文町へ行ってきた話をしてみました。

隔週金曜日(不定期)、午前一〇時 ラジオカカオス(七八・一MHz)で、お耳にかかりましょう。



パーソナリティのヘレナさん

原水爆禁止二〇一〇年世界大会報告レポート

事務局 久保田有希

昨年八月、広島で行われた原水爆禁止世界大会に参加してきました。私が参加した分科会では、広島市郊外の佐伯区五日市に在住している被爆者を訪ねました。五日市は、当初国が発表した黒い雨降雨地域の認定外となっている地域ですが、近年の調査で、五日市でも黒い雨が降ったことが発表されています。今回お話を聞かせていただいた「佐伯区黒い雨の会」の皆さんは、降雨地域の認定拡大を求め、現在でも精力的に活動をされています。

会の皆さんのお話から、昨年原爆の認定基準が見直されたにも関わらず、今なお認定を受けるのは容易ではない現実があるのだと知りました。世論を盛り上げ、政治的解決を図るためにも継続的な報道と私達の草の根の運動が必要だと改めて強く思いました。



広島原爆ドーム

人権研究交流集会

を終えて

弁護士 菅原 仁人

昨年九月二五日・二六日、札幌で第一四回人権研究交流集会(青法協主催)が開催されました。

延べ六二三名の市民・弁護士が参加し、「人間らしく働き、人間らしく生きるために」というテーマに相応しい議論がなされました。その中でも印象的だったのは、長沼事件で自衛隊の違憲判決を書いた福島重雄元裁判官と長沼訴訟で弁護士団長をされた廣谷陸男弁護士が劇的な再会を果たし、親しく話をされていたことと、この集會に二〇名を超える北大ロースクール生も参加し、集會後、自主的に恵庭・長沼訴訟の現地に出かけ北海道の歴史と現状を学んだことです。

おかげさまで大成功のうちに終えることができました。

編集後記

二〇一一年新年号をお届けします。

新たに新人弁護士三名を迎え、弁護士事務局一同、今まで以上に皆様のお役に立てるよう頑張つてまいります。

今年一年の皆様のご健康とご多幸を心よりお祈り致します。(山内)